

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：総務局】

機関名称	東京都行政不服審査会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	行政不服審査法第81条1項、行政不服審査法施行条例第3条
設置年月日	H28/4/1
機関の目的 ・所掌内容	行政処分等にかかる審査請求について、審査庁である知事から諮問を受けて、審理員が行った審理 手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性などをチェックして答申する。
委員数	12人 (うち、女性委員数 6人)
会議公開	非公開
会議 非公開理由	個人のプライバシー保護及び企業・団体等の秘密保護のため、条例10条の規定に より非公開としている。
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	個人のプライバシー保護及び企業・団体等の秘密保護のため、議事録は非公開と し、知事からの諮問に対する答申の内容や議事概要を公表する。
備考	
HPのURL	http://www.soumu.metro.tokyo.jp/12houmu/huhukusinsakai.html
問い合わせ先	総務局総務部法務課 電話番号：03-5388-2572 FAX番号：03-5388-1262